

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年1月4日

千歳市長 山口 幸太郎



記

1 都市計画の種類

千歳恵庭圏都市計画地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名称 根志越第2地区地区計画、サイエンスパーク地区地区計画、北信濃地区地区計画、美々地区地区計画、根志越第3地区地区計画、オフィス・アルカディア地区地区計画、勇舞地区地区計画、みどり台地区地区計画、臨空地区地区計画、北陽高校前地区地区計画、平和地区地区計画

位置 千歳市清流1丁目の一部、清流2～5、7、8丁目、千歳市文京2丁目の一部、千歳市北陽1丁目の一部、あずさ2、3丁目、千歳市美々の一部、千歳市幸福2～4丁目、千歳市柏台南1、2丁目、千歳市勇舞1～8丁目、千歳市長都駅前4丁目の一部、5丁目、みどり台北1～5丁目、みどり台南1～4丁目、千歳市泉沢1007-95、1007-260、千歳市北陽5～8丁目、千歳市平和の一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 縦覧場所

千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画地区計画の変更（千歳市決定）

都市計画サイエンスパーク地区地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

名 称	サイエンスパーク地区地区計画	
位 置	千歳市文京2丁目の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	11.8ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の都心部より南西約6キロメートルに位置しており、千歳市土地開発公社が「産」「学」「住」の調和のとれた理想的なまちづくりを目標として、整備・開発を進めている「泉沢向陽台住宅地」と「千歳臨空工業団地」の中間に位置している。</p> <p>また、本地区は「道央テクノポリス開発計画」において研究・開発施設等の集積を図るソフトパークゾーンに位置付けされている。</p> <p>そこで本計画では、当該宅地開発事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物等の用途の混在や敷地の細分化などによる業務環境の悪化を未然に防止し、研究・開発施設等集積ゾーンにふさわしい快適な環境と良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発・保全に関する方針	土地利用の方針	主に先端技術産業の研究・開発施設等の立地を誘導し、健全な業務地区にふさわしい土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路及び緑地については、既に整備されているので、これらの地区施設の機能の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究・開発業務地としての業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 健全で円滑な業務機能の確保とゆとりあるまちなみの形成を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 周辺環境と調和し、秩序ある景観形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	地区周辺の自然環境及び業務環境と調和する緑豊かなまちなみを形成するため、敷地内緑化に努める。

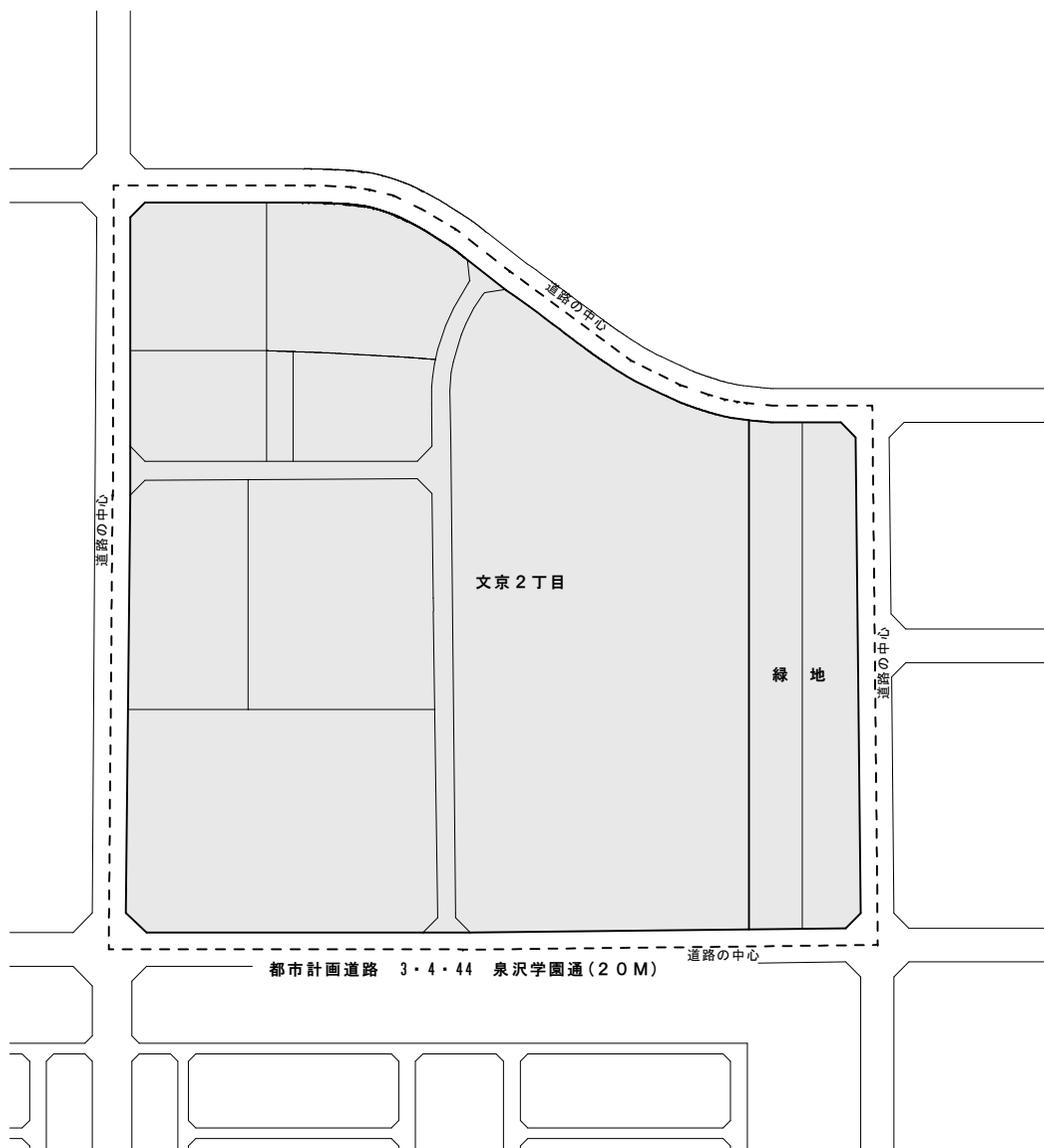
2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称	サイエンスパーク地区
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積	10.6ヘクタール
	建築物等のに関する事項	<p>建築物の用途の制限</p> <p>次の各号にげる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（地区内に立地する事業所の管理人のための住宅を除く。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿（ただし地区内に立地する事業所が設置する従業員のための共同住宅、寄宿舎は除く。） 3 店舗又は飲食店 4 図書館、博物館その他これらに類するもの 5 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 ホテル又は旅館 8 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 9 公衆浴場 10 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 11 学校 12 病院、診療所 13 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 14 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 15 自動車教習所 16 騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのない研究・開発・試作等関連の食料品製造業、一般機械器具製造業、電気機械製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業及びその他研究・開発等を主体とする工場以外の工場
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
建築物等の形態及び意匠の制限	建築物の屋根、外壁、その他戸外から望視される部分及び独立して築造設置する屋外広告物は、刺激的な色彩又は装飾を避け、美観風致を損なわないものとする。	
備考	用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

理由

サイエンスパーク地区において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正、障害者自立支援法の制定による建築基準法の改正に伴い、「建築物等の用途の制限」について所要の規定の整理を行うため地区計画の変更を行うものである。

サイエンスパーク地区 地区計画計画図



1:2,500



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域